

諮詢庁：環境大臣

諮詢日：平成29年9月7日（平成29年（行情）諮詢第360号）

答申日：平成30年3月13日（平成29年度（行情）答申第520号）

事件名：平成27年特定月日までに作成されたとみられる「集中復興期間後の復興関連予算確保に係る課題」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年3月19日までに作成されたとみられる文書、「集中復興期間後の復興関連予算確保に係る課題」」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月17日付け環水大総発第1704171号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件対象文書が不存在とされたことの問題点

(ア) 環境省は本件対象文書を作成したと考えられる

環境省は、本件不開示決定通知書において、本件対象文書について「保有しておらず、不存在のため、不開示」としており、作成したかどうかについては明示していない。

しかし、審査請求人は本件対象文書の存在を自らの目で確認し、環境省が作成したことに対する確信を持っている。本件対象文書はA4の4枚の分量で、秘密文書に相当する「機密性3」と記されていた。作成者は「環境省」と明記され、平成27年3月某日の日付が記載されていた。取材源の秘匿の観点から、審査請求人がいつ、どのようにして確認したか、また、具体的な日付は言及できない。

本件対象文書のポイントは、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出された地域のうち、最も放射線

量が高い「帰還困難区域」について、他の地域と同様の範囲・方法で除染し、除染などで発生する放射性物質に汚染された廃棄物を処理する場合の費用がどの程度になるかを試算していたことである。

本件対象文書には、帰還困難区域の7,900ヘクタールを除染する費用として3,000億円、汚染された廃棄物処理の費用のうち東京電力に費用を請求できるものとして3,500～4,500億円、汚染された廃棄物処理の費用のうち東京電力に費用を請求できない（国の復興予算で措置される）費用として1,000～2,000億円などとする試算が記載されていた。

帰還困難区域をめぐって、どのように除染を行い、復興を進めていくかについては、環境省、復興庁、内閣府、経済産業省、福島県、地元市町村など複数の行政機関が関与し、方針を決定している。審査請求人は、合計8人の関係者から、環境省が作成した当該文書は、複数の行政機関などで共有されていたという証言を得ている。取材源の秘匿の観点から、8人の所属や証言を得た時期などは言及できない。

(イ) 環境省は作成したことを認めていない

審査請求人が環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室（当時。現・環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室。以下「放射性物質汚染対策担当参事官室」という。）の特定職員に対し、保有していないとした本件不開示決定通知書の意味するところについて、平成29年4月20日に電話で問い合わせたところ、特定職員は当該文書について「作成したことは確認したが、その後廃棄したため保有していない。いつ廃棄したかは分からぬ」などと述べた。

これに対し、審査請求人は、どうやって作成したことを確認したのか、いつ、誰の判断で破棄したかなどについて翌21日に文書で問い合わせたところ、特定職員は、同月28日、「作成したという事実を確認したものではありません」とメールで回答し、説明内容を変化させた。説明を変化させた理由について、特定職員は、翌月2日、「先日電話で回答したのは当方の勘違い」とメールで回答した。

(ウ) 本件対象文書は国の復興関連事業費を検討する過程において重要な意味を持つ

本件対象文書は10年間で事業費が32兆円に上るとされる復興関連予算のあり方を検討する際に作成されたとみられる公文書である。当該文書が作成されたとみられる平成27年3月のタイミングは、平成23年度から5年間の「集中復興期間」の最後の1年であ

る平成27年度に入る直前であり、集中復興期間の後の最初の1年となる平成28年度の予算編成が動き出す直前であった。

複数の行政機関が協議を行った結果、本件対象文書が作成されたと見られる2か月後の5月に、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と称することが決まり、翌6月には安倍総理大臣と当時の竹下復興大臣の会談を経た上で集中復興期間の事業費を25.5兆円、復興・創生期間の事業費を6.5兆円と見込むことが正式に発表された。本件対象文書が作成された3月ごろから6月ごろにかけて、複数の行政機関などの間で協議が行われ、その後の復興政策の方向性が決まったとみられる。

(工) 本件対象文書の内容は今後の帰還困難区域の復興の進め方にも関係する

福島県内などで除染を行った費用は、国がいったん支出した後、国が東京電力に対し、要した費用を求償する仕組みとなっている。

しかし、帰還困難区域については国が負担するか、東京電力が負担するか、原発事故から5年が経っても結論が出ず、帰還困難区域の除染や復興の見通しは示されてこなかった。

帰還困難区域の除染に相当する費用について、「東京電力に求償せずに国の負担において行うものとする」という結論が明記されたのは平成28年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」であった。この方針では、帰還困難区域のうち、特定復興拠点とされた一部の地域に限って除染とインフラ整備を一体的に行うとしている。一方、本件対象文書の試算では、帰還困難区域の除染について、限られた拠点だけでなく、居住制限区域や避難指示解除準備区域などと同じように全面的に行うことを見込んでいた。つまり、平成28年12月の閣議決定を受けて帰還困難区域の特定復興拠点で当面行われる除染と汚染廃棄物の費用は、本件対象文書が試算した金額よりも大幅に少なくなるとみられる。

福島県内の地元自治体は、帰還困難区域のできるだけ広い範囲での除染を求めている。しかし、どれだけの人が帰還を希望しているのか、帰還に欠かせない除染をどの程度の広さで行えばどれだけの費用がかかるのか、住民も交えて議論し、帰還困難区域の復興の進め方を総合的に判断することが欠かせないと審査請求人は考える。本件対象文書が作成されたことは政策の意思決定の重要なプロセスだと考えられる。

復興関連予算は所得税を25年間増税するなどして確保される。また帰還困難区域の復興をどのように進めるかは数十年にわたる長

期的な事業となる。

審査請求人は、本件対象文書について、原発事故からの復興に関する政策の意思決定に至る過程を記録する重要な文書と考える。また、国は復興関連事業の予算に関する文書や帰還困難区域の復興に向けた事業に関する文書を適正に管理し、現在及び将来の国民に説明する責任を全うすべきだと考える。

(才) 環境省の行政文書の保存期間基準に関する説明には疑問がある

環境省行政文書管理規則（平成23年環境省訓令第3号。以下「文書管理規則」という。）別表第1によれば、環境省の行政文書は26の事項に分けられて保存期間が定められており、その期間は最も短い事項で5年となっている。また、当該別表が適用されない行政文書については、「文書管理者は、本表の規定を参照し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする」（文書管理規則別表第1のP25「備考五」）とされている。

さらに、放射性物質汚染対策担当参事官室は、上記別表第1に基づいて標準文書保存期間基準を作成し、39の事項に分けて文書の保存期間を定めている。それによると、事項35の②「轻易な会議に関する文書（総括課長会議、庶務補佐会議等）」が1年とされているほかは、全て3年以上となっている。

また、平成23年4月1日に大臣官房長名で出された環境省行政文書管理規則施行細則には、保存期間を規定する記述はない。参考ではあるが、財務省行政文書管理細則は「歴史公文書等に該当しない行政文書の保存期間は1年未満とする」としている。

文書管理規則、標準文書保存期間基準（放射性物質汚染対策担当参事官室）、環境省行政文書管理規則細則のいずれにおいても、保存期間が1年未満とされる文書は存在しない。そして、前述の「轻易な会議に関する文書（総括課長会議、庶務補佐会議等）」をのぞけばいずれも保存期間は3年以上とされている。

審査請求人は、本件対象文書は、①保存期間が30年とされる「閣議の決定又は了解及びその経緯」（文書管理規則別表第1 事項5、標準文書保存期間基準 事項5），又は②保存期間が10年とされる「複数の行政機関による申し合わせ及びその経緯」（同事項8、同事項8），又は③保存期間が少なくとも5年とされる「公共事業の実施に関する事項」（同事項19、同事項19）などのいずれかに相当すると考えられる。

また、本件対象文書は「機密性3」とされていることからも、長期間の保管が必要な、重要な文書であることに疑いはない。

ところが特定職員は平成29年4月20日には「当該文書を作成したが、保存期間は分からぬ。雑文書だから廃棄されたと思う」と電話で回答した。しかし、同28日には作成したかどうかは不明だとした上で、保存期間について「文書管理規程（原文のまま）に照らして1年未満であったと考えられます」とメールで回答した。しかし、先に述べたように、文書管理規則、標準文書保存期間基準（放射性物質汚染対策担当参事官室）、環境省行政文書管理規則細則のいずれにおいても、保存期間が1年未満とされる事項は存在しない。

そして、本件対象文書は機密性・重要性が高く、複数の関係行政機関で共有され、政府の予算編成や財源確保の方針、閣議決定に關係した可能性が高いことに鑑みれば、この説明は承服し難い。

以上、上記（ア）ないし（オ）で示した事実や取材結果から、審査請求人は、環境省の担当者が意図的に当該文書を探していないか、もしくは何らかの理由で廃棄した疑いがあり、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）1条の同法の目的、4条が定める文書作成義務、6条が定める行政文書保存義務に反し、法3条が定める審査請求人の開示請求権を侵害している疑いがあると考える。

イ 疑問のある対応の背景に1年前の情報開示請求への対応

（ア）平成28年の同種の請求に対し環境省は「作成・取得しておらず」と回答

審査請求人は、原発事故からの復興がどのように進むかを多様な角度から報道しようと原発事故発生後、一貫して取材を行ってきた。その中で帰還困難区域の除染を行う場合の費用を試算した文書が作成されていたという証言を複数の関係者（上記ア（ア）で示した関係者8人の一部）から得たため、平成28年5月18日、「帰還困難区域の除染の費用の見込みに関する文書や職員のメモ等の一切」として、情報開示請求を行った（環境情収第1600009号）。

しかし、環境省はこの請求に対し、翌月17日、「作成・取得しておらず、いずれも不存在のため不開示」とする通知書（環境総発第1606173号）を出した。行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることが認められている「行政文書の存否に関する情報」（法8条）としては扱っていなかった。

（イ）審査請求人は新情報を入手し再び開示請求を実施

審査請求人がその後も継続して取材を進めていたところ、関係者8人のうち複数から、本件対象文書の名称やその内容の情報を得、

さらに、文書の存在を自らの目で確認した。また、「機密性の高さを理由に当該文書を不存在として扱ったこと」、「この文書は無かったことになった」という証言もそれぞれ複数から得られた。

そのため、審査請求人は、今年（平成29年）改めて当該文書名を特定した上で、今回、改めて情報開示請求を行った。前の年の通知書での「作成・取得しておらず、いずれも不存在のため不開示」という表現は、本件不開示決定通知書においては、「保有しておらず、不存在のため、不開示」と変わった。この理由について環境省は明確な説明をしていない。

（ウ）個人情報保護法違反の可能性も

取材源の秘匿の観点から詳細は言及できないが、審査請求人は、平成28年と平成29年に2回の情報開示請求を行った際、複数の行政機関の関係者から、環境省の担当者しか知り得ない審査請求人が情報開示請求を行った事実、並びに請求の内容について、直接、又は関係者から情報を伝えられた同僚の記者を介して間接的に言及された。また、審査請求人が行った情報開示請求への対応を複数の省庁の関係者が協議したという証言も得られた。

環境省の特定職員は平成29年4月28日のメールで否定しているが、複数の省庁の多数の職員の間で審査請求人の氏名や情報開示請求の内容が共有された疑いがある。今回の事例は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の8条2項の一～四には該当しないと考えられることから、同条違反の疑いがある。

ウ 結論

以上のように環境省の対応には多くの疑問や矛盾がある。高い透明性が求められる復興事業に関する重要な文書について、安易に「不存在」として不開示決定を行って国民への説明責任を放棄したか、重要性の高い文書を不適切に廃棄したのではないかという強い疑惑がある。そして、審査請求人の開示請求権を侵害するとともに、公文書や個人情報の、違法ないしは不適切な取扱いをした疑いがある。

審査請求人は、環境省に対し、当該文書が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑みて、適切に、かつ誠実に対応し、国民へ説明する責務を全うすることを求める。

（2）意見書

ア 提出した資料について

本資料は、審査請求人が本年（平成29年）6月9日付で審査請求を行い、情報公開・個人情報保護審査会に諮問されることを知った政府関係者から今夏、提供された。審査請求人が、平成28年5月1

8日付けと平成29年3月16日付けの2回、開示請求を行った際に、入手できればと考えていた資料である。複数の証言から、環境省が作成した真正な文書であり、他省庁の閣僚級・幹部にも提示された文書であることに疑いはない。

イ 意見

当該文書は、国の復興関連事業費を検討する過程において重要な意味を持つ資料であり、記載された内容は今後の帰還困難区域の復興の進め方にも関係すると考える。環境省は、当該文書を適切に管理すべきであり、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として主権者である国民が主体的に利用できるようにすべきだと考える。

福島県双葉町と大熊町における除染廃棄物の中間貯蔵施設の整備と運営や帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の整備など、福島県の復興事業は今後も多額の費用をかけて長期間継続する。環境省においては、復興事業をめぐって今後作成される公文書をできるだけ広範かつ適切に管理し、適切に公開してほしい。

また、審査請求人が環境省に情報開示請求を行ったことや審査請求を行ったことが、複数の第三者に実名とともに共有されていた。個人情報の管理も徹底してほしい。

第3 質問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成29年3月16日付で、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同日付でこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年4月17日付で審査請求人に対し、行政文書を開示とする旨の原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成29年6月9日付で、処分庁に対して原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、処分庁は同日付でこれを受理した。
- (4) 処分庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、質問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に質問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求のあった行政文書については、保有しておらず、不存在のため不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、その主張について検討する。

- (1) 『「集中復興期間後の復興関連予算確保に係る課題」が存在とされ

たことの問題点』に関して

本件開示請求のあった行政文書については、保有していない。そのため、不存在として原処分を行ったものである。

なお、環境省では、文書管理規則別表第1（行政文書の保存期間基準）に基づき、文書管理者が標準文書保存期間基準を定めることとされている。環境省の所掌のうち、除染時の措置等（放射性物質汚染対処特措法25条1項に規定する除染等の措置をいう。）に関するものを担当する放射性物質汚染対策担当参事官室（本件開示請求受理当時）においては、文書管理者である放射性物質汚染対策担当参事官（本件開示請求当時）が、所管行政文書に係る標準文書保存期間基準を定めている。

ここでは、39の事項について各々、保存期間等を規定しているが、39の事項に当てはまらない場合、文書管理者の判断により、1年未満の保存期間としている。

（2）『疑問のある対応の背景に1年前の情報開示請求の対応』に関して

審査請求人からは、平成28年5月18日付けで「帰還困難区域除染の除染の費用の見込みに関する文書や職員のメモ等の一切」の開示請求を、平成29年3月16日付けで本件開示請求を受けたが、これらについて、各々対処を行ったものである。

前者については、そうした行政文書は作成・取得していないため、「作成・取得しておらず、いずれも存在のため不開示」とした。後者については、保有していないことから、「保有しておらず、存在のため、不開示」とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月7日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成30年2月26日 審議
- ⑤ 同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有しておらず、存在のため不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮詢庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて本件対象文書の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁において当該文書を探索したが、その存在が確認できなかつたため、本件対象文書を保有していない旨の原処分を行つた。

イ その後、審査請求人から情報公開・個人情報保護審査会に対して、審査請求人が本件開示請求により開示を受けようとしていた文書とされる、平成27年3月19日を作成日付とする文書（以下「本件文書」という。）の写しが送付され、諮問庁は、同審査会からその写しの送付を受けた。

そこで、当時の担当者（以下「担当者」という。）に対し、本件文書を示した上で聞き取りを行つたところ、本件文書が環境省において作成された真正な文書であるか否かについては確認ができないとのことではあったが、平成27年3月当時、本件文書と同趣旨の文書（以下「環境省作成文書」という。）を作成した記憶があり、その作成の背景等は以下のとおりであるとのことであった。

（ア）環境省作成文書を作成した当時、集中復興期間の終了が視野に入り始めた時期であり、当該期間の終了後の除染等の実施費用を確保できるかどうかについて、環境省として問題意識を持っていた。

（イ）環境省は除染等の事業実施官庁であり、復興関係予算の総費用を取りまとめる立場にはなかったが、当時、復興庁や内閣府等の関係者を交えた勉強会（以下「勉強会」という。）が開催されていたことから、そのような勉強会の場で問題提起をするために、環境省が除染を実施している中で既に得ていた手元のデータを基に将来必要な除染等の費用を試算して、環境省作成文書を作成した。

ウ また、担当者の記憶によれば、環境省作成文書を勉強会において配布して説明を行つたものの、関係者間で議論が深まらなかつたことから、環境省内で再検討した結果、問題提起を終えることとし、環境省作成文書は廃棄したことであった。

エ 上記イ（ア）及び（イ）のとおり、担当者の記憶を踏まえると、環境省作成文書は関係者に対する問題提起のためのものにすぎず、文書管理規則及び放射性物質汚染対策担当参事官室の標準文書保存期間基準に照らすと、環境省作成文書は、1年以上の保存期間を定める行政文書のいずれの類型にも該当せず、文書管理者の判断で1年未満の保存期間とされたものである。なお、審査請求人は、当該標準文書保存期間基準につき、事項35の②「軽易な会議に関する文書（総括課長会議、庶務補佐会議等）」が1年とされている旨指摘しているところ、この事項35は「所管する会議に関する事項」についてのものであり、

勉強会は環境省が所管する会議ではないから、環境省作成文書はこれにも該当しない。

そして、保存期間が1年未満の行政文書については、行政文書ファイル管理簿に記載する必要はなく、廃棄等の記録も存在しない。

なお、本件文書には「機密性3」の格付けが記載されているところ、機密性が高いことと行政文書の保存期間との間には直接的な関係はなく、仮に環境省作成文書が機密性3の格付けとされていたとしても、その保存期間が1年未満であれば、本件開示請求時点において廃棄されていたとしても文書管理上の問題はない。

オ 以上の次第であるから、環境省作成文書は既に廃棄されたと考えられる。

カ 原処分に当たり、本件対象文書の保有について、放射性物質汚染対策担当参事官室の事務室内、書庫及びパソコンの共有フォルダ内の探索を実施したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に勉強会の詳細について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 担当者に対して勉強会についての聞き取りを行ったところ、勉強会は、復興庁や内閣府等の関係省庁の職員が不定期に声を掛け合って意見交換を行うために開催されていたもので、固有の名称はなく、メンバーや設置要領が決まっているものでもなかったとのことであり、環境省からは、放射性物質汚染対策担当参事官が出席し、同参事官補佐が同行していたが、それ以外の職員の出席等については記憶にないとのことであった。

イ 勉強会の場で利用した環境省作成文書については、環境省の立場は飽くまで事業実施官庁だったため、財務省等から質問を受けるなど、その後にこれが利用されることとは考えられず、実際に、これについてそのような質問を受けたこともなかったとのことであった。

(3) 本件文書には「機密性3」の格付けが記載されているところ、機密性3とされた情報については、何らかの管理簿等によりその保有の有無を確認できるのではないかと考えられたことから、当審査会事務局職員をして諮問庁にこの点を確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア まず、環境省作成文書が作成された当時、環境省における行政事務で取り扱う情報の機密性の格付けについては、環境省情報セキュリティポリシー（第7版）（平成26年10月27日環境省情報セキュリティ委員会。以下「情報セキュリティポリシー」という。）により、その手順等が定められていたが、機密性3の格付けがされた文書の管理簿等を作成することとはされていなかった。

イ なお、環境省においては、平成26年8月、内閣官房情報セキュリティセンターから機微度の高い情報の管理状況に係る点検の実施について依頼があったことを受け、大臣官房環境情報室（以下「環境情報室」という。）が省内で保有している機密性3以上の情報について担当部局・課室ごとに整理するよう各部局に依頼し、その時点で保有する当該情報を一覧表として取りまとめたことがあり、その後も、平成27年7月に、同センターから機微度の高い情報についてインターネット等から分離して管理するよう指示があったことを受け、環境情報室がインターネット等から分離して管理するシステムの必要数等を把握するため、上記一覧表の更新作業を実施したことがあった。

もっとも、これらの一覧表は、各調査時点において保有する機密性3の格付けがされた文書を取りまとめたものにすぎなかったため、平成27年3月に作成された文書については、同年7月時点で保有が継続されていなければ、上記いずれの一覧表にも掲載されないこととなり、実際、環境省作成文書と考えられるような文書は、これら一覧表には掲載されていない。

（4）以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から復興関連予算関係の資料の提示を受けて確認した結果を踏まえると、環境省は除染等の事業実施官庁であり、復興関連予算の総費用を取りまとめる立場にはなかったとする上記（1）イ（イ）の諮問庁の説明は首肯できる。

また、担当者が環境省作成文書を作成したが、これは、他省庁の職員との間で行われていた勉強会において、除染等の事業実施官庁の立場から除染実施費用確保に関する問題提起をするために作成したもので、除染費用等についても手元のデータを基に試算したものであるとする、上記（1）イ（イ）の諮問庁の説明も不自然、不合理とはいえない。

イ 上記（1）イの諮問庁の説明によれば、環境省作成文書は、他省庁の職員に示すために作成されたものであると認められ、かつ、これは、集中復興期間の終了後の予算確保に関する課題という、重要事項に関するものといえるのであるから、勉強会で議論が深まらなかつたとしても、予算確保に至る過程等で外部からの問合せがされる可能性なども視野に入れ、環境省作成文書の保存を継続しておくことも考えられる。

しかしながら、復興関連予算の総費用の取りまとめは環境省以外の省庁が専門的に行うことが予定されており、環境省作成文書は、環境省が勉強会において他省庁関係者に問題提起をするために作成したものにすぎないことを踏まえると、環境省が環境省作成文書の

内容について他省庁から質問を受けることないと予想の上、その保有を継続する必要はないと判断することも、行政機関の実情として、必ずしもあり得ないとはいきれない。

また、当審査会において、諮詢庁から文書管理規則、上記（1）工の標準文書保存期間基準及び情報セキュリティポリシーの提示を受けて確認したところ、文書管理規則等における保存期間基準や、情報セキュリティポリシーにおける機密性3情報の取扱いに関する手順等をみても、上記のような位置付けである環境省作成文書について、長期間保存すべきものに分類されるはずであるとまではいい難い。

エ そして、上記（1）カの文書の探索方法及び範囲が不十分であるとはいえない。

オ なお、審査請求人は、政府関係者から本件文書を入手したとしているが、その入手経緯等は不明であり、本件文書が環境省作成文書そのものであって、環境省が、本件開示請求時点で、これを「行政文書」（法2条2項）として保有していたと認めることはできない。

カ 以上によれば、環境省において、平成27年3月当時、本件文書と同趣旨の環境省作成文書が作成され、保有されていたとは認められるものの、本件開示請求時点においては既に廃棄しており、保有していなかったとする諮詢庁の説明を否定することはできない。

キ そのほか、環境省が本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

ク したがって、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子